

# 千葉県運動広場設置要綱

## (設置)

第1条 本市は、未利用地等を有効活用し、暫定的に使用することにより、市民の体力向上と健康維持を図るため、市民が手軽に利用できるスポーツ・レクリエーション活動の場として、運動広場を設置する。

## (設置基準)

- 第2条 運動広場は、無償で借り受けた公有地又は民有地をあてることによつて設置する。なお、設置にあたっては、全市的な均衡を考慮する。
- 2 公有地については、概ね 5,000㎡以上及び民有地については、概ね 5,000㎡以上10,000㎡未満の広さを有し、いずれも平坦地であることを標準とする。
  - 3 運動広場の管理運営を行うため、地元管理運営委員会を置くものとする。

## (管理運営)

- 第3条 運動広場の日常の維持管理（除草・清掃・整備・修理・簡単な施設の設置等）及び運営は、管理運営委員会が行う。
- 2 運動広場の管理運営に必要な経費を委託料として市が負担する。

## (設置期間等)

- 第4条 運動広場の設置期間は5年以上とする。
- 2 運動広場は、他の用途に供するため廃止する必要がある場合は、使用貸借契約中であっても廃止することができる。
  - 3 廃止する必要がある運動広場の代替地等は考慮しないものとする。

## (公租公課等)

- 第5条 土地所有者から無償で提供された民有地に係る固定資産税及び都市計画税について減免の措置が講ぜられるものとする。
- 2 民有地の運動広場については、土地所有者と別途、使用貸借契約を締結するものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。